改正後	改正前
（法第十三条第二項の経済産業省令で定める資金） **第十四条**　法第十三条第二項の経済産業省令で定める資金は、認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者（以下「認定中小企業者等」という。）の事業活動の継続に必要な資金であって、次に掲げるものとする。 一　当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等又は事業資産等を、当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金 二　当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したことにより経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金 イ　当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該経営を承継した代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割 ロ　当該経営を承継した代表者が有する当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償 三　当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因して、当該経営を承継した代表者が、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該認定中小企業者等の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金	［新設］

四　前各号に掲げるもののほか、当該認定中小企業者等の事業活動の継続に特に必要な資金 （法第十四条第一項の経済産業省令で定める資金） **第十四条**　法第十四条第一項の経済産業省令で定める資金は、認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者（以下「認定中小企業者等」という。）の事業活動の継続に必要な資金であって、次に掲げるものとする。 一～五　［略］ **第十五条～第二十条**　［略］	（法第十四条第一項の経済産業省令で定める資金） **第十四条**　法第十四条第一項の経済産業省令で定める資金は、認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者（以下「認定中小企業者等」という。）の事業活動の継続に必要な資金であって、次に掲げるものとする。 一～五　［略］ **第十五条～第二十条**　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

様式第六、第七、第八、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五及び第二十六を次のように改める。

様式第6

認定申請書

（施行規則第6条第1項第7号及び第8号以外の事由に該当する場合）

年　月　日

都道府県知事名　殿

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（同法施行規則第6条第1項第7号又は第8号の事由に係るものを除く。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　主たる事業内容
2　資本金の額又は出資の総額
3　常時使用する従業員の数

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
3　申請者が個人である場合、記名欄には郵便番号、住所、氏名及び電話番号を記載する。
4　次に掲げる書類を添付する。
(1)　申請書（別紙1及び2を含む。）の写し
(2)　施行規則第7条第1項各号に掲げる書類（同項の規定により提出すべきこととなるものに限る。）
(3)　その他別紙の事由等ごとに提出が求められている書類

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、法第12条第1項の認定要件を満たすことを示す。

1　経営の承継を行うこととなった原因
別紙1の該当する事項を記載する。
2　事業活動に支障を生じさせる事由
別紙2の該当する事項を記載する。